

～障害のある方がいきいきと生活できる社会に向けて～

支援費制度がはじまります

平成15年
4月スタート



●ノーマライゼーションの実現に向けて

～自立と社会参加を促進します～

近年わが国においても、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が普及・定着してきました。

障害者の福祉に関して、これまでの生活支援という面だけではなく、自立と社会参加を促進するため、この理念の実現に向けて積極的に取り組むことが求められています。



Q

いままで受けていたサービスが低下することはありませんか？

A

サービスの量の問題については、基本的には現行の措置制度と同様に市町村において十分に配慮されるため、その低下が懸念されることはありません。

また質についても事業者・施設間で競争の原理が働き、それを利用者が直接選択することで利用者本位のサービス提供が期待できます。



●支援費制度の目指すもの

～自己決定・自己選択を尊重します～

こうした障害者福祉施策の流れの中で、福祉サービスの利用に関して、これまでのように行政がサービスの利用者を特定し、サービス内容を決定する「措置制度」から、利用者本位の考えに立つ新しい仕組み「支援費制度」に移行することとなりました。

この新しい制度では、利用者である障害のある人が、事業者との対等な関係にもとづき、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用することとなります。

これにより、障害のある人の個人としての尊厳を重視した21世紀にふさわしい、福祉サービスの利用制度となることを目指しています。



Q

**支援費制度に移行することにより、
現行制度よりも負担額が増えることにはなりませんか？**

A

支援費制度においては、利用者負担額については本人または扶養義務者の負担能力に応じて定められます。その際、利用者の負担が著しく増加することのないよう配慮し、設定することとしています。